

市長定例記者会見資料



令和5年4月27日	
所 属	生活安全課
所属長	北 明德
電 話	06-6489-6502

暴力団排除に向けた有識者会議を設置！ ～二度と暴力団事務所を作らせない！～

尼崎市は、市内に二度と暴力団事務所を作らせない取り組みなどを進めるため、暴力団排除に係る既存条例の見直しの必要性や事業等について、暴力団排除に取り組みられてきた市民団体や弁護士等、専門的な知見を持った有識者の意見を聴取する会議体を4月25日に設置しました。

本市では、平成30年以降、尼崎市暴力団追放推進協議会を中心に、本市、兵庫県警察、兵庫県弁護士会等の関係機関と連携した暴力団排除活動を推進するなかで、令和4年9月には、過去から多数あった組事務所が全てなくなりました。

一方、市内全域を対象として公安委員会が令和2年から指定した特別抗争警戒区域は解除されていない状況にあるため、継続して暴力団排除活動を行うなかで新たな組事務所が作られない取り組みを実施するなど、暴力団排除活動の更なる推進を図る必要がでてきています。

引き続き本市は、本有識者会議の設置をはじめ、暴力団排除に向けた新たな取り組みを進めていき、さらなる市民の安全・安心を実現してまいります。

1 名称

尼崎市暴力団排除活動推進会議

2 目的

市民等の安全で平穏な生活を確保していくとともに、本市における社会経済活動の健全な発展に向け、将来にわたって暴力団を排除し続けていくため、有識者会議を設置し、暴力団排除活動に対する意見聴取を行い、現在の暴力団排除の取組をより実効性のあるものとします。

3 議事内容

- (1) 尼崎市暴力団排除条例のあり方
- (2) 暴力団排除活動のあり方
- (3) 暴力団排除活動に係る状況報告等定期的な意見交換

4 構成

- (1) 尼崎市暴力団追放推進協議会
- (2) 尼崎市市民運動推進委員会
- (3) 学識経験者（弁護士）
- (4) 警察関係者

5 開催回数等

開催回数は年5回程度、初回は5月上旬を予定（会議冒頭は公開予定です）。

なお、議事内容が暴力団排除に係る内容であることから、会議参加者の安全を確保するため、原則、非公開で行います。ただし、会議内で公表の合意を得たものは公開します。（以 上）